

2025年3月バージョンアップ バージョンアップ前の注意・制限事項について



バージョンアップが完了するまでの、システム運用における注意・制限事項は下記の通りです。

1. 3月下旬のバージョンアップ完了までの注意・制限事項

注意 **△** **4月以降の利用票・提供票について、以下のいずれかに該当する場合は、3月のバージョンアップ完了後に見直し・帳票の再出力を行ってください。**

対象サービス | 居宅介護支援

- (1) 4月から適用される減算を算定する事業所が存在する場合^{*1}
- (2) 福祉用具貸与の「用具名称(機種名)」「TAIS・届出コード」を設定する場合^{*2}
- (3) サービス利用票・別表、サービス提供票・別表を改正後の様式で出力する場合^{*2}

***1 4月から適用される減算**

- ・訪問系サービス・福祉用具貸与の「業務継続計画未実施減算」
- ・短期入所系サービス、多機能系サービスの「身体拘束廃止未実施減算」

***2 サービス利用票・別表の様式改正について**

福祉用具貸与の場合、「用具名称(機種名)」「TAIS・届出コード」を記載することとされました。

現バージョンでは、改定後の内容による「令和07年04月」分以降の利用票・提供票やサービス計画の作成、帳票出力はできません。

<バージョンアップ前に4月分の利用票・提供票を作成する場合の注意点>

バージョンアップ後に以下のシステム操作を行う必要があります。あらかじめご了承ください。

- ・バージョンアップ前に登録した4月分の利用票・提供票の見直し
- ・バージョンアップ前に出力した帳票の再出力。【対象帳票】利用票・別表／提供票・別表

※ 4月分の帳票をバージョンアップ前に出力・配布する場合は、誠に恐れ入りますが、改定前の内容で作成されている暫定版である旨を添えて配布いただくことをお勧めします。

制限 **✗** **「関連機関マスタ」「契約事業所」における4月以降の情報は、3月のバージョンアップ後に登録してください。**

対象サービス | 居宅介護支援

バージョンアップ前に登録した4月以降の情報は、バージョンアップ時に削除されます。

制限 **✗** **業務継続計画未実施減算の適用となる場合は、4月以降の予定・実績は3月のバージョンアップ完了後に作成してください。**

対象サービス | 訪問介護・通所介護

現バージョンでは、業務継続計画未実施減算が適用された基本サービス費は追加できません。

制限



総合事業マスタで「A2:訪問型独自」「A6:通所型独自」の4月以降の情報は、3月のバージョンアップ後に登録してください。

対象サービス | すべて

現バージョンでは、改定後の内容によるマスタの登録はできません。

※総合事業マスタについて、A3/A4/A7/A8~AFはバージョンアップ前に登録しても差し支えありません。

制限



4月以降提供分の**介護報酬請求・利用料請求**の処理は、4月のバージョンアップ後に行ってください。

対象サービス | すべて

現バージョンでは、改定後の単位数や金額による請求データは作成できません。

2025年3月バージョンアップ バージョンアップ前の準備



バージョンアップ後に速やかにシステム運用が行えるよう、下記のご準備をお願いいたします。

準備



総合事業のサービスコード(単位数表マスタ CSV)の入手

対象サービス | すべて ※総合事業サービスを提供している場合／総合事業の給付管理を行っている場合

介護報酬改定に伴い、各市町村提供のサービスコードが更新される見込みです。

市町村提供のサービスコード(単位数表マスタ CSV)が更新される可能性があるため、各市町村のホームページなどで4月以降のサービスコードの更新情報を確認してください。

※[総合事業マスタ]に取り込む「単位数表マスタ」の CSV ファイルは、各保険者(区市町村)のホームページなどで提供されています。見つからない場合は、各保険者の窓口へお問合せください。